

**【参考：補助制度の概要】**

保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱3（31の2）に規定される感染症外来協力医療機関の施設及び設備整備に要する費用に対する都道府県の補助事業の一環として、北海道内における必要額を確認するため、今回、医療機関の皆様にご確認させていただくものです。

感染症外来協力医療機関に対する対象経費については、下表のとおりです。

○保健衛生施設等施設整備費補助金関係（要綱第2表）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
感染症外来協力医療機関	1 施設当たり 15,000 千円 ただし、面積が 90 m <sup>2</sup> 未満の場合は、 162,800 円×面積	感染症外来協力医療機関の新設、増設又は改築のために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であつて旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度とする。）並びに既存建物の買収のために必要な公有財産購入費（PFI 事業に限る。）	2 分の 1

○保健衛生施設等設備整備費補助金関係（要綱第4表）

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
感染症外来協力医療機関	設備費	次により算出された額の合計額 (1) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1 施設当たり 905,000 円 (2) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (3) 個人防護具 3,600 円×厚生労働大臣が必要と認めた人数分 (4) 簡易ベッド 51,400 円×厚生労働大臣が必要と認めた台数 (5) 簡易診療室及び付帯する設備 厚生労働大臣が必要と認めた額	感染症外来協力医療機関の設備を購入するために必要な備品購入費	2 分の 1